

令和 8 年 8 月定例記者会見 市長挨拶及び質疑応答

▽日時

令和 8 年 8 月 27 日 午前 11 時から

▽会場

稲敷市役所 4 階 全員協議会室

▽参加記者

茨城新聞、読売新聞、毎日新聞、時事通信、共同通信

▽出席者（市）

市長、副市長、教育長

市長公室長、総務部長、教育部長、危機管理監、土木管理部長

市民生活部長、地域振興部長、保健福祉部長、市長公室企画監

総務課長、財政課長、秘書広聴課長、政策企画課長、健康増進課長、

まちづくり推進課長、生涯学習課長、図書館長

環境課長、特定事業推進課長、財政課長補佐、財政課係長、

秘書広聴課長補佐、政策企画課長補佐、まちづくり推進課長補佐、

学務管理課係長

■資料 別紙のとおり

■市長あいさつ

改めまして、皆様こんにちは。

記者の皆様方にはご多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の情報発信に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る 8 月 22 日には、第 28 回いなしき夏まつり花火大会を開催し、市内外から多くの方々にご来場いただきました。会場内の熱気溢れるステージイベント、稲敷の味覚などが堪能できる模擬店の賑わい、そして色とりどりの花火は、来場された方々に楽しい夏の思い出をお作りいただくとともに、本市の魅力を十分にご理解いただけたものと存じております。

この花火大会の終わりとともに夏も終わりを告げますが、今年の「いなしきの夏」はもう少し続きます。お配りいたしました資料にもございますとおり、今週末の 8 月 29 日、30 日には、「木育キャラバン in いなしき」を開催いたします。ワークショップブースやキッチンカーなども用意しておりますので、夏休み最後の思い出づくりにぜひお越しいただきたい

と存じます。

報道機関の皆様方におかれましては、本市を盛り上げ、交流の輪を広げるためにも、引き続きお力添えを賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これから 9 月 1 日開会予定の令和 8 年第 3 回定例会の提出議案等につきまして、ご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございます。

■質疑応答

【議案第 67 号 稲敷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

Q：今回は条例改正のみか。実際に対象となる施設があるのか。

A：現時点では条例改正のみで、対象となる施設はない。

【議案第 71 号 稲敷市消防団員の定数、任免、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について】

Q：定数を減らすということだが、活動に問題はないのか。

A：問題ない。条例と現状の乖離を是正するもの。

【議案第 90 号 動産の買入れについて】

Q：購入する大型バスの用途は。

A：学校での校外学習など。

Q：これまではなかったのか。

A：2 台あったもののうち 1 台が老朽化により廃車となり、1 台で運用していたが、それを 2 台体制に戻すもの。

Q：購入するバスは何か特別な仕様があるのか。

A：特にない。通常的大型バスである。

【議案第 72 号 一般会計補正予算について】

Q：企業立地推進事業の歳出の内容は。

A：稲敷工業団地内に立地した企業への用地取得助成金である。

【その他 木育キャラバンの開催について】

Q：稲敷に木のイメージはないが、どういった経緯で開催に至ったのか。

A：昨年度、廃校利活用施設の事例として東京おもちゃ美術館を視察し、運営する NPO 法人とも意見交換を行った。木のおもちゃの持つぬくもりや、そのやさしさを稲敷の子どもたちにも感じてほしく、市の施策に取り入れていきたいと感じた。スマートフォンやゲームだけでなく、木のおもちゃを使い親子で遊びながら子育てをしてほしいと思い、そのきっかけとして取り組むもの。

Q：廃校の利活用ということだが、おもちゃ美術館についても検討しているのか。

A：最終的にはおもちゃ美術館の設立についても見据えている。

【その他 ハロウィンパーティー in 図書館について】

Q：昨年度は取材し、だいぶ賑わっていたが、昨年度の入場者数は。

A：約 300 人だった。夜だけの開催だったため、来場者が短時間に集中し混雑してしまったので、今回は開催時間を長くし、より多くの人に楽しんでもらいたいと考えている。

Q：昨年度はDJが音楽を流していたが、今年度は。

A：DJはなし。ハロウィンの音楽を開館時間中流す。

【その他 空き家の流通促進に関する包括連携協定の締結について】

Q：稲敷市内の空き家の件数は把握しているか。

A：令和4年度の調査によると、約1300件。何かあった際に所有者へ通知しても反応がないことがある。今回の協定による新たな対策は、所有者の行動のきっかけになればと期待している。

Q：協定締結先の企業はどのような手法で対策するのか。また、再販先に制約などは設けているか。

A：弁護士や司法書士がおり、そのような専門家のもと進める。また、先に協定を締結している企業と同様に、全国空き家対策コンソーシアムに加入している企業であり、他自治体との取組実績もあるため不安視はしていない。

Q：既に連携協定を締結済みの他の自治体の話を聞いているか。

A：県内のある自治体に聞き取りを行ったが、実績がだいぶ上がったと聞いている。

以上